

令和4年10月3日(月)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、株式会社浅沼組に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 ^{どうめき} 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社 浅沼組	大阪市浪速区湊町1-2-3

2 指名停止措置期間

令和4年10月3日から令和4年11月2日まで

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社浅沼組元千葉営業所長は、営業所長だった令和2年4月、千葉県市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、千葉県警に公契約関係競売等妨害容疑で逮捕された。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表2第8号イに該当する。

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(公契約入札妨害又は談合) 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内